

(証券コード 3911)

2022年3月4日

株 主 各 位

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目27番5号

株式会社Aiming

代表取締役
社 長 椎葉 忠志

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルスの感染再拡大が懸念されておりますが、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を講じたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、こうした社会的状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

つきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2022年3月29日(火曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月30日(水曜日)午前10時00分
(なお、受付開始時間は、午前9時30分とさせていただきます。)
2. 場 所 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿HALL
3. 目的事項
報告事項 第11期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告の内容
および計算書類の内容報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役5名選任の件
第3号議案 監査役3名選任の件

以 上

- ・当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙資源節約等の理由により本招集通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場内は、接触感染リスク軽減のため座席間隔を拡げることからご用意できる座席数が限られます。ご入場いただける株主様の人数を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・ご来場される株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。マスクの着用にご協力いただけない場合、ご入場をお断りさせていただく場合がございますことをあらかじめご了承ください。
- ・会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ・会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方、海外から帰国して14日間が経過していない方は、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。なお、海外から帰国して14日間が経過していない株主様は受付にてお申し出いただきますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ・本総会においては、感染拡大防止のため開催時間を大幅に短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）を簡潔に行わせていただきます。株主様に置かれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ・当社は、法令および定款第14条の規定に基づき、計算書類の個別注記表をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://aiming-inc.com/>）に掲載することにより開示しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役または会計監査人が監査した計算書類には、上記個別注記表を含みます。
- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、本総会の運営・会場を変更する場合がございます。インターネット上の当社ウェブサイト（<https://aiming-inc.com/>）より、発信情報をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://aiming-inc.com/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社は、「スマホオンラインゲーム世界一」をミッションに掲げ、スマートフォンをはじめとした基本無料の「オンラインゲーム事業」を主たる業務としております。

国内のスマートフォン向けオンラインゲーム市場は、2020年度は1兆3,164億円となり、2022年度には1兆3,990億円になると予測(※)されており、緩やかな成長を続けております。その一方、アニメやゲームなどの知名度の高いIP(Intellectual Propertyの略)を題材としたタイトルや、品質の高い海外企業のゲームが国内でサービスを開始するケースも多く、競争は激化しております。また、国内外の品質の高いゲームが市場に投入されることで、ユーザーの求めるゲーム品質の水準が高まっていることから、ゲームの開発期間は長期化し、開発費用も高騰しております。

このような状況の中、当社はオンラインゲーム事業のさらなる成長およびシェアの拡大を目指し、サービス中タイトルの拡充と開発中タイトルの準備を進めてまいりました。

サービス中タイトルにつきましては、株式会社スクウェア・エニックスとの共同開発タイトル『ドラゴンクエストタクト』が1周年を迎え、TVCMの実施などを通じて堅調に運営を継続しました。『剣と魔法のログレス いにしえの女神』や『CARAVAN STORIES』をはじめとする他タイトルについては、長期運営によるKPIの低下は見られるものの、有名IPとのコラボレーション等により、アクティブユーザー数および課金ユーザー数の改善に取り組みました。

開発中タイトルにつきましては、株式会社GOTとの共同開発タイトル『恋するコーデ ペアリウム』を2021年10月27日にサービスを開始しました。

また、2021年12月1日にUUUM株式会社の子会社であるLiTMUS株式会社との共同事業契約の締結を発表しました。今後ますます激化することが予想される市場競争に対し、IPの創出やマーケティングといった課題の解決に取り組んでまいります。

売上高は、『ドラゴンクエストタクト』の通期にわたる貢献や受託案件の安定稼働により、前事業年度に比べて増加したものの、開発中タイトルの増加やTVCMの実施等により人件費、外注費および広告宣伝費を中心に費用が増加したため、営

業利益は前事業年度に比べて減益となりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は12,054百万円（前期比1.3%増）、営業利益は1,490百万円（前期比11.0%減）、経常利益は1,443百万円（前期比12.7%減）となり、当期純利益は1,170百万円（前期比30.9%減）となりました。

（※）出典：『ファミ通ゲーム白書2021』株式会社角川アスキー総合研究所

(2) 設備投資の状況

当事業年度におきまして実施いたしました設備投資の総額は48百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

建物	38百万円
----	-------

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、今後の事業展開において、業容を拡大し、経営基盤を安定化させるために、以下の課題を認識しており、迅速に対処してまいります。

①組織体制の最適化・従業員能力の強化

当社のゲーム制作はプロジェクト制を採用しており、職能（企画、エンジニア、デザイナー、運営、etc）横断的なコミュニケーションや、迅速な意思決定が可能となることで、組織体制の最適化を図っております。

また、組織体制のさらなる最適化の一環として、当事業年度より複数のプロジェクトを統括する事業部制を導入いたしました。指揮系統を整理することで、より多様なゲーム開発に対応できる体制を構築し、事業全体の統括管理者や中間リーダー層といった人材が成長できる組織づくりを目標としております。

今後も急激な変化が予想されるオンラインゲーム市場に対応するために、組織の根本である従業員一人一人の能力の向上を図るとともに、継続的な組織体制の最適化に取り組んでまいります。

②開発中タイトルの強化

当社は、設立から現在まで自社開発、同業他社との共同事業、ゲームタイトルのライセンスを取得し日本で配信するライセンスインによりタイトル数の拡充に注力してまいりました。しかし、競合企業との競争激化によるプロモーション効率の悪化などにより、初期のスマートフォンゲーム市場と比較し、配信開始時に新規ユーザーを獲得することが難しくなっておりまいりました。今後は、グラフィックをはじめとしたゲーム品質の向上や大型IPの活用により、配信開始時から多くの新規ユーザーを獲得できるよう計画することで、より成功確度の高いタイトルになるよう取り組んでまいります。

③新規タイトルの拡充

当社は、設立から現在まで自社開発をコンセプトにタイトルをリリースするとともに、同業他社との共同事業、海外よりゲームタイトルのライセンスを取得し日本で配信するライセンスインにより新規タイトルの拡充に取り組んでまいりました。当社では、今後も安定的な成長を実現するために、継続的なタイトル数の拡充に取り組んでまいります。

④サービスの安全性および健全性強化への対応

当社は運営するゲーム等において、ユーザーが健全にコミュニケーションをとることができ、また安心して利用ができるように、ユーザーに対して利用規約の徹底や監視体制の強化等の健全性維持の取組みを継続的に実施しております。ユーザーが安心して利用できるサービス環境を提供することが、信頼性の向上、ひいては事業の発展に寄与するものと認識しております。

⑤システムの強化

当社は収益の基盤となるサービスをインターネット上で展開していることから、システム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのためユーザー数増加に対応するための負荷分散等、設備への先行投資をはじめ継続的にシステム基盤の強化を図っていく方針であります。

⑥内部管理体制の強化

当社が、急速な事業環境の変化に適応しつつ、持続的な成長を維持していくためには、内部管理体制の強化も重要であると考えております。当社としましては、内部統制の実効性を高めコーポレート・ガバナンスを充実していくことにより、リスク管理の徹底とともに業務の効率化を図っていく所存です。

⑦グローバル市場への対応

当社は、今後のさらなる事業拡大を目指していくうえで、成長スピードの速い海外スマートフォン向けオンラインゲーム市場への迅速な展開が重要であると認識しております。中でも、中国をはじめとしたアジア市場の成長余地が大きいと考えており、台湾に支店を設立しております。この支店を活用することにより、自社単独で繁体字圏へスマートフォン向けオンラインゲームを提供ができ、収益の最大化を図るとともに、グローバルベースでの有力デベロッパーの開拓や、有力企業とのアライアンスなどを推進してまいります。また、ビジネスオペレーションの整備、内部管理体制の充実と強化などにも取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒変わらぬご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第8期 (2018年12月)	第9期 (2019年12月)	第10期 (2020年12月)	第11期 (2021年12月) (当事業年度)
売上高 (百万円)	7,314	5,644	11,903	12,054
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,522	△875	1,653	1,443
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,562	△1,201	1,693	1,170
1株当たり純資産額 (円)	46.07	31.23	126.06	156.20
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (円)	△46.48	△34.06	44.36	29.46
総資産 (百万円)	4,876	2,249	6,712	7,204
純資産 (百万円)	1,563	1,107	4,988	6,234

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

(2021年12月31日現在)

区分	主要サービス
オンラインゲームの企画・開発・運営事業	『剣と魔法のログレス いにしえの女神』、『ドラゴンクエストタクト』の共同開発 『CARAVAN STORIES』の企画・開発・運営

(8) 主要な営業所および工場

(2021年12月31日現在)

名 称	所 在 地
本社	東京都渋谷区
台湾支店	中華民国台北市

(9) 従業員の状況

(2021年12月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
488(15)名	72名増	32.7歳	4年3ヶ月

(注) 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間の平均人数を()外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数
普通株式 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数
普通株式 39,913,600株
- (3) 株主数 16,882名

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
椎葉 忠志	2,965,000株	7.43%
IMAGE TECHNOLOGY INVESTMENT LIMITED	2,921,001株	7.32%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0730038号	2,433,750株	6.10%
みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託 0730039号	1,991,250株	4.99%
楽天証券株式会社	1,295,300株	3.25%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	831,600株	2.08%
YJ1号投資事業組合	666,500株	1.67%
株式会社アルファコード	435,000株	1.09%
野村證券株式会社	314,100株	0.79%
上田八木短資株式会社	296,700株	0.74%

(注) 1. 当社は、自己株式を所有していません。

2. みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730038号、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託0730039号については、椎葉忠志氏が委託した信託財産であり、議決権行使に関する指図者は同氏であります。

3. 前事業年度末現在主要株主であった株式会社SBI証券、TOKAI TOKYO SECURITIES (ASIA) LIMITED、松井証券株式会社、武市智行氏は当事業年度末では主要株主ではなくなり、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、株式会社アルファコード、野村證券株式会社、上田八木短資株式会社が新たに主要株主となりました。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに

に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、2021年3月30日開催の第10期定時株主総会において譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議いたしました。これを受け、2021年4月13日開催の当社の取締役会において譲渡制限付株式報酬の付与を決議し、同年5月12日に当社の取締役（社外取締役を除く。）に対し、当社普通株式を割り当ていたしました。当社の取締役に割り当てた当社普通株式の数は次のとおりです。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	普通株式 45,000株	3名

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2021年12月31日現在)

	第3回新株予約権	第5回新株予約権
発行決議日	2012年6月5日	2014年6月25日
新株予約権の数	50個	40個
新株予約権の目的となる株式の種類および数(注)3	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時1株当たりの行使価額(注)3	160円	300円
新株予約権を行使することができる期間	自 2014年6月7日 至 2022年5月31日	自 2016年6月27日 至 2024年6月24日
新株予約権の主な行使条件	(注)2	(注)2
役員の保有状況(注)1	取締役1名	取締役1名

(注) 1. 社外役員分は含まれておりません。

2. 新株予約権の行使の条件は以下のとおりであります。

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社および関連会社の役員もしくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社の役員を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。
 - ② 新株予約権者は、当社の普通株式が東京証券取引所その他国内の証券取引所またはこれに類するものであって外国に所在するものに上場されている場合にのみ行使が可能になるものとし、付与された新株予約権の一部または全部を行使することができる。
 - ③ 新株予約権者は、1個の新株予約権を分割して行使することはできない。
 - ④ 新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後10ヶ月内に限り、その相続人が、当社所定の手続きに基づき、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人死亡による再相続は認めない。
3. 当社は、2014年10月30日を効力発生日として、株式1株につき500株の株式分割を行っております。このため、当事業年度末日現在における第3回および第5回の新株予約権1個当たりの目的となる株式数は500株となります。なお、上表に記載の「新株予約権の目的となる株式の種類および数」および「権利行使時1株当たりの行使価額」は、調整後の内容となっております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人に交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	椎 葉 忠 志	
取 締 役	萩 原 和 之	事業支援部ディビジョンディレクター
取 締 役	田 村 紀 貴	経営管理部ディビジョンディレクター
取 締 役	武 市 智 行	株式会社武市コミュニケーションズ 代表取締役社長 株式会社GameWith 社外取締役 株式会社ブレースホルダ 社外取締役 株式会社アルファコード 取締役会長 株式会社エアークローゼット 社外取締役
取 締 役	Shin Joon Oh (シン ジュノ)	Tencent Games Assistant General Manager Tencent Japan 支社長 プラチナゲームズ株式会社 社外取締役 株式会社マーベラス 社外取締役 Wake Up Interactive Limited 社外取締役
常 勤 監 査 役	石 崎 秀 樹	
監 査 役	上 杉 昌 隆	桜田通り総合法律事務所 共同経営者 株式会社セレス 取締役(監査等委員) 株式会社コマースOneホールディングス 監査役 株式会社フルキャストホールディングス 取締役(監査等委員) デジタルアーツ株式会社 取締役(監査等委員)
監 査 役	土 屋 秀 樹	
監 査 役	末 廣 貴 司	生活協同組合パルシステム東京 有識理事 グリーンモンスター株式会社 監査役

- (注) 1. 取締役のうち武市智行氏、シン・ジュノ氏は、社外取締役であります。
2. 監査役のうち石崎秀樹氏、上杉昌隆氏、末廣貴司氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役 武市智行氏、ならびに監査役 石崎秀樹氏、上杉昌隆氏および末廣貴司氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2021年3月30日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって、監査役 土屋秀樹氏は、辞任により退任いたしました。
5. 監査役 末廣貴司氏は、会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役全員は会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社のすべての取締役、監査役、執行役員および管理職従業員

② 保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。当該保険契約では、被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が負担することになる損害賠償金および争訟費用などの損害を当該保険契約により補填することとされています。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為等に起因して生じた損害は補填されないなど一定の免責事由を定めることや、補填金額の上限額を設けることにより、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。なお、保険料は全額会社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、2021年2月12日開催の定時取締役会において以下のとおり決定しております。

また、取締役会は、取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、独立社外取締役からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(i) 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

(ii) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月毎の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて同業他社水準、業績、従業員給与の水準を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

(iii) 業績連動報酬等の内容および額の決定に関する方針（報酬等を与える時

期又は条件の決定に関する方針を含む。)

業績連動報酬等は、事業年度毎の業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、譲渡制限付株式とし、株主総会で決議した報酬総額の範囲に基づき、取締役会にて役位、職責、在任年数に応じて他社水準、業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

- (iv) 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合に関しては、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

- (v) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額ならびに各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容を踏まえて報酬額を決定するものとする。なお、株式報酬は、独立社外取締役の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

- ② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬額は、2011年6月1日開催の臨時株主総会において、年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の取締役の員数は2名です。また、上記金銭報酬とは別枠で、2021年3月30日開催の第10回定時株主総会において、株式報酬の額を、年額60百万円以内（社外取締役は付与対象外とする。）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（社外取締役を除く。）です。

監査役の金銭報酬額は、2011年6月6日開催の臨時株主総会において、年額50百万円以内と決議いただいております。当該臨時株主総会終結時の監査役の員数は1名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長椎葉忠志氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには当社の経営状況を最も熟知している代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された決定にあたっては、事前に独立社外取締役がその報酬水準について確認しております。

④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	80,763 (5,040)	66,690 (5,040)	— (—)	14,073 (—)	4 (1)
監査役 (うち社外監査役)	12,100 (12,100)	12,100 (12,100)	— (—)	— (—)	4 (4)
合計 (うち社外役員)	92,864 (17,140)	78,790 (17,140)	— (—)	14,073 (—)	8 (5)

- (注) 1. 非金銭報酬として取締役に對して株式報酬を交付しております。なお、当該株式報酬の内容およびその交付状況は2. 会社の株式に関する事項の(5)に記載のとおりです。
2. 非金銭報酬等は、譲渡制限株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。
3. 当事業年度末現在の人員は、取締役5名(うち社外取締役2名)、監査役3名(うち社外監査役3名)であります。上記の支給人員と相違しているのは2021年3月30日開催の第10期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおり、また、無報酬の社外取締役が1名在任しているためであります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- (i) 取締役武市智行氏は、株式会社武市コミュニケーションズの代表取締役社長ならびに株式会社アルファコードの取締役会長であります。また、同氏は株式会社GameWithの社外取締役、株式会社ブレースホルダの社外取締役および株式会社エアークローゼットの社外取締役であります。当社と株式会社GameWithとの間には業務委託契約等の取引があります。当社と株式会社武市コミュニケーションズ、株式会社アルファコード、株式会社ブレースホルダおよび株式会社エアークローゼットとの間には特別な取引関係はありません。
- (ii) 取締役シン・ジュノ氏は、中国深圳の持株会社Tencent Holdings Ltd.およびその子会社からなるグループ(以下、「Tencentグループ」)の中国人であるTencent GamesのAssistant General Managerならびに同グループの日本法人であるTencent Japanの支社長であります。当社はTencent

グループのSHENZHEN TENCENT COMPUTER SYSTEM COMPANY LIMITEDと2014年11月に業務提携契約を行い、同グループのIMAGE TECHNOLOGY INVESTMENT LIMITEDより出資を受け入れております。なお、IMAGE TECHNOLOGY INVESTMENT LIMITEDは当社発行済株式総数の7.32%を有する株主であります。また、同氏はプラチナゲームズ株式会社の社外取締役、株式会社マーベラスの社外取締役ならびにWake Up Interactive Limitedの社外取締役であります。当社とプラチナゲームズ株式会社との間には業務委託契約等の取引があります。当社と株式会社マーベラスの間には取引関係があるとともに、スマートフォン向けオンラインゲーム事業において協業関係にあります。当社とWake Up Interactive Limitedとの間には特別な取引関係はありません。

- (iii) 監査役上杉昌隆氏は、桜田通り総合法律事務所の共同経営者ならびに株式会社セレスの取締役(監査等委員)、株式会社フルキャストホールディングスの取締役(監査等委員)、デジタルアーツ株式会社の取締役(監査等委員)および株式会社コマースOneホールディングスの監査役であります。当社と兼職先との間には特別な取引関係はありません。
- (iv) 監査役末廣貴司氏は、生活協同組合パルシステム東京の有識理事およびグリーンモンスター株式会社の監査役であります。当社と兼職先との間には特別な取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
武市智行	取締役	当事業年度に開催された取締役会18回中16回に出席し、必要に応じ、ゲーム業界における経験に基づく専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
Shin Joon Oh (シン ジュノ)	取締役	当事業年度に開催された取締役会18回中15回に出席し、必要に応じ、アジアにおけるゲーム業界の豊富な経験に基づく専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
石崎秀樹	監査役	当事業年度に開催された取締役会18回すべてに、監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、海外事業等における経験に基づく専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
上杉昌隆	監査役	当事業年度に開催された取締役会18回中17回に、監査役会14回すべてに出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。
末廣貴司	監査役	就任後に開催された取締役会14回すべてに、監査役会10回すべてに出席し、必要に応じ、公認会計士および税理士としての専門的見地からの発言を行うなど適切な役割を果たしております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
公認会計士法第2条第1項の監査業務に係る報酬等の額	24,300千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）に係る報酬等の額	一千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置等の内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたしません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - i) 取締役は経営理念を率先垂範し、使用人への周知徹底、教育啓蒙を継続し、法令の遵守および社会的要請への対応を最優先とする企業風土を醸成する。
 - ii) コンプライアンスに関する社内規程等に従い、担当責任部門は当社および子会社内の意思決定プロセスおよび業務執行において、全社を横断する調査や監督指導を行う。
 - iii) 取締役の職務の執行状況は、監査に関する規程および監査計画に基づき監査役の監査を受け、監査役は取締役に對し、必要に応じて改善を助言または勧告する。
 - iv) 取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合には、直ちに監査役および取締役会に報告する。
 - v) 内部監査業務を分掌とする部門（以下、「内部監査部門」という。）を設け、年度監査計画に基づいて担当者が監査を実施し、被監査部門に対する問題点の指摘、業務改善の提案、確認を行い、その実現の支援を行うと同時に、内部監査の内容は、社長以下関係役員および監査役にも報告され、経営力の強化を図る。
 - vi) 事業毎に必要なに応じて法律・会計等の外部の専門家を起用し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
 - vii) 金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内規程等の遵守」、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備・構築し、業務の改善に努める。
 - viii) 企業情報の開示については、情報収集、開示資料の作成、開示手順、開示責任者等を定め、開示の正確性、適時性および網羅性を確保する。
- ② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - i) 取締役の職務の執行に係る情報および文書の取扱いは、法令および社内規程等に定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理され、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行う。
 - ii) 機密性の高い情報はもとより、情報全般について、社内規程等に基づき、保存・管理する部門、責任者、取扱い者を明確にし、適切に管理する。
 - iii) 情報セキュリティに関する基本方針、規則等を決定し、情報セキュリティに関する社内周知徹底を図る。
- ③ 当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i) リスク管理に関する規程・マニュアル等を制定および改訂し、当社および子

- 会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織および責任者を定め、適切に評価・管理される体制を構築する。
- ii) 不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - iii) リスクマネジメントを担当する部門を明確にし、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。
- ④ 当社および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- i) 経営理念を機軸として、内外の環境を考慮し策定される中期経営計画に基づき、年度計画および業務目標を明確にし、各業務を執行する。
 - ii) 執行監督責任の明確化を目的として、取締役には社外取締役を含むものとする。
 - iii) 社内規程等に基づき、各業務執行における責任者およびその権限等のルールを定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとる。
- ⑤ 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- i) 当社取締役は子会社取締役から適時業務に関する報告を受けるとともに、日常的な意思疎通を図ることで適正な事業運営を行う。
 - ii) 内部監査部門は、内部監査規程に基づき子会社を含めた当社グループ全体の業務に関する内部監査を行うことで適正な事業運営がなされることを確保する。
 - iii) 子会社は、業務の適正を確保するため、事業の特性に応じて社内規程等を整備し、内部通報制度の確立など、社内体制を整備する。
- ⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- i) 当社の内部監査部門が、監査役の求めに応じて監査役の職務を補助する。
 - ii) 監査役が補助者の採用を希望する場合は、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。
- ⑦ 前号の使用人の当社取締役からの独立性および監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- i) 監査役より監査役を補助することの要請を受けた内部監査部門の使用人は、その要請に関して、取締役および上長等の指揮・命令を受けないものとする。
 - ii) 当社は、監査役の職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社の役員および使用人に周知徹底する。
- ⑧ 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- i) 常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定プロセスおよび業務の執行の

状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、主要な決裁を求める書面その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人にその説明を求める。

- ii) 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等は、監査役の求めに応じて速やかに業務執行状況を報告する。
- iii) 取締役は、当社あるいは子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは直ちに監査役に報告する。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告を行った当社および子会社の役員および使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役員および使用人に周知徹底する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- i) 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ii) 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- i) 監査役については法令に従い社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保し、独立性を確保する。
- ii) 監査役、会計監査人および内部監査部門は意見交換の場を持ち、相互の連携を図る。
- iii) 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るために定期的な会合を持つ。
- iv) 監査役間相互で独自に意見形成するため、会社と顧問契約を締結していない弁護士等、外部の専門家に相談ができる体制を確保する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における、上記体制の運用状況は以下のとおりであります。

① 取締役の職務の執行

当事業年度において、取締役会を18回開催しており、法令および定款に定められた事項および経営上重要な事項の決議を行うとともに、取締役職務の執行が法令および定款に適合するように監督を行いました。

② コンプライアンス

当社は、当社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育および会議体での説明を行いました。また、コンプライアンス規程により相談・通報体制を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ 内部監査

内部監査部門による当社の内部監査を通して、業務の有効性、効率性および財産管理の実態を調査し、その結果を代表取締役役に報告するとともに、監査役および会計監査人と共有いたしました。

④ 監査役の職務執行

当事業年度において、監査役会を14回開催しており、経営の適法性、妥当性、コンプライアンスに関して幅広く意見交換を行い、適宜経営に対して助言や提言を行いました。

(3) 反社会的勢力を排除するための体制および方針

① 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨むとともに、一切の関係を遮断する。

② 当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」により、「反社会的勢力との関係を一切遮断する」と宣言するとともに、反社会的勢力の排除に関する対応部署を設置し、反社会的勢力および団体との関係を遮断するための取組支援、社内体制の整備、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連携等を行う。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と位置付けております。

機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことができる旨、ならびに四半期配当の実施に備え、3月31日、6月30日、9月30日、12月31日を剰余金の配当の基準日とし、さらに別に基準日を定めて剰余金の配当をすることができる旨を定款に定めております。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、業績および財務状態ならびに経営環境を総合的に勘案し、1株当たり3.5円としております。なお、次期(2022年12月期)の配当実施の可能性およびその実施時期等につきましては、現時点では未定とさせていただきます。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,772,015	流動負債	934,701
現金及び預金	5,493,098	買掛金	172,431
売掛金	1,075,677	未払金	324,576
商品	2,096	未払費用	98,062
仕掛品	18,319	未払法人税等	67,549
貯蔵品	241	未払消費税等	67,216
前払費用	125,828	前受金	160,283
未収入金	54,024	預り金	44,580
前渡金	2,758	固定負債	35,265
貸倒引当金	△29	長期未払金	35,265
固定資産	432,598		
有形固定資産	46,434	負債合計	969,966
建物	36,128	(純資産の部)	
機械及び装置	0	株主資本	6,234,646
工具、器具及び備品	10,305	資本金	2,537,178
無形固定資産	515	資本剰余金	2,527,178
ソフトウェア	515	資本準備金	2,527,178
投資その他の資産	385,648	利益剰余金	1,170,290
繰延税金資産	216,272	その他利益剰余金	1,170,290
敷金及び保証金	169,376	繰越利益剰余金	1,170,290
		純資産合計	6,234,646
資産合計	7,204,613	負債・純資産合計	7,204,613

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		12,054,382
売 上 原 価		4,553,080
売 上 総 利 益		7,501,301
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,010,947
営 業 利 益		1,490,354
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	182	
受 取 手 数 料	266	
補 助 金 収 入	526	
そ の 他	58	1,033
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	2,821	
株 式 交 付 費	185	
賃 貸 借 契 約 解 約 損	44,217	
そ の 他	534	47,758
経 常 利 益		1,443,629
特 別 損 失		
関 係 会 社 清 算 損	5,048	5,048
税 引 前 当 期 純 利 益		1,438,581
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	175,243	
法 人 税 等 調 整 額	93,047	268,290
当 期 純 利 益		1,170,290

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2021年1月1日から
2021年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	4,282,242	4,272,242	—	4,272,242
当期変動額				
新株の発行	37,841	37,841	—	37,841
減資	△1,782,905	△1,782,905	3,565,811	1,782,905
欠損填補	—	—	△3,565,811	△3,565,811
当期純利益	—	—	—	—
当期変動額合計	△1,745,064	△1,745,064	—	△1,745,064
当期末残高	2,537,178	2,527,178	—	2,527,178

(単位：千円)

	株主資本			純資産合計
	利益剰余金		株主資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	△3,565,811	△3,565,811	4,988,674	4,988,674
当期変動額				
新株の発行	—	—	75,682	75,682
減資	—	—	—	—
欠損填補	3,565,811	3,565,811	—	—
当期純利益	1,170,290	1,170,290	1,170,290	1,170,290
当期変動額合計	4,736,101	4,736,101	1,245,972	1,245,972
当期末残高	1,170,290	1,170,290	6,234,646	6,234,646

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2022年2月21日

株式会社Aiming
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 小 出 健 治

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 佐 藤 太 基

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Aimingの2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所における業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月28日

株式会社Aiming 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	石 崎 秀 樹	Ⓔ
社外監査役	上 杉 昌 隆	Ⓔ
社外監査役	末 廣 貴 司	Ⓔ

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現行定款	変更案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第14条 当社は株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)

現行定款	変更案
(新設)	<p>(電子提供措置等)</p> <p><u>第14条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めているものの全部または一部について、<u>議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>1. 変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第14条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	しいば ただし 椎葉 忠志 (1973年12月30日生)	1997年4月 2001年12月 2003年4月 2006年3月 2006年8月 2008年6月 2011年5月	テコモ株式会社 入社 日本システム開発株式会社 入社 株式会社ゲームオン 入社 同社 取締役 就任 同社 常務取締役兼オンライン事業本部長 就任 ONE-UP株式会社 代表取締役 就任 当社 代表取締役社長 就任(現任)	7,390,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>当社創業者として、当社の精神的支柱であるとともに、オンラインゲームのサービス開発全般における豊富な経験と幅広い見識に基づき、強力なリーダーシップを発揮しており、経営方針や事業戦略の決定および技術的判断において極めて重要な役割を果たしているため、引き続き取締役としての職務を遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。</p>				
2	はぎわら かずゆき 萩原 和之 (1973年12月17日生)	1998年7月 2001年9月 2007年3月 2008年3月 2011年12月 2012年3月 2013年5月 2021年1月	株式会社サイバーフロント 入社 株式会社ゲームオン 入社 同社 執行役員システム管理本部長 就任 同社 取締役 就任 当社 入社 執行役員 就任 当社 取締役兼オンラインサービスゼネラルマネージャー 就任 当社 取締役兼企画・運営グループゼネラルマネージャー 就任 当社 取締役兼事業支援部ディビジョンディレクター 就任(現任)	90,000株
<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>オンラインゲーム企業での豊富な経験および実績に加え、当社入社後、取締役COOとして経営を担っており、特に運営部門やインフラ部門および海外事業部門における豊富な経験と幅広い見識を有しているため、引き続き取締役としてその職務を遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。</p>				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する当社の株式の数
3	たむら のりたか 田村 紀貴 (1977年3月15日生)	2003年2月 2005年6月 2007年6月 2008年6月 2013年10月 2015年7月 2020年3月 2021年1月	株式会社サクセス 入社 同社 管理部 課長 就任 株式会社サクセスネットワークス(現 株式会社バタフライ)転籍 管理部 部長代理 就任 同社 管理部長 就任 当社 入社 経営管理グループマネージャー 就任 当社 経営管理グループゼネラルマネージャー 就任 当社 取締役 就任 当社 取締役兼経営管理部ディビジョンディレクター 就任(現任)	25,000株
【取締役候補者とした理由】 長年に亘り従事した経営管理部門における豊富な経験および知識を有しているとともに、当社業務全般にも精通しているため、当社の取締役職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。				
4	たけち ともゆき 武市 智行 (1955年11月6日生)	1979年4月 1996年5月 1996年6月 2000年5月 2001年6月 2008年6月 2009年10月 2012年3月 2015年4月 2016年5月 2017年3月 2017年10月 2018年6月 2021年3月	株式会社四国銀行 入行 株式会社スクウェア(現 株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス) 入社 同社 代表取締役社長 就任 同社 代表取締役会長 就任 株式会社ドリーミュージック 代表取締役 就任 株式会社AQインタラクティブ(現 株式会社マーベラス) 代表取締役社長 就任 株式会社武市コミュニケーションズ 代表取締役社長 就任(現任) 当社 社外取締役 就任(現任) 株式会社SHIFT PLUS 取締役 就任 株式会社GameWith 社外監査役 就任 株式会社GameWith 社外取締役 就任(現任) 株式会社アルファコード 取締役 就任 株式会社プレースホルダ 社外取締役 就任(現任) 株式会社アルファコード 取締役会長 就任(現任) 株式会社エアークローゼット 社外取締役 就任(現任)	—
【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 取締役会の監視機能強化のため、また、ゲーム業界に関する専門の見識を当社の経営に生かし、外部の視点を持って取締役としての役割を果たしていただくことを期待し、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。 【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって10年となります。				

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
5	シン ジュノ Shin Joon Oh (1982年10月11日生)	2008年7月	監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ) 入社	11,600株
		2010年8月	NCsoft Associate Manager 就任	
		2011年8月	T. S. Investment Investment Manager 就任	
		2013年1月	Tencent Games Assistant General Manager 就任(現任)	
		2016年3月	Tencent Japan 支社長 就任(現任)	
		2020年1月	当社 社外取締役 就任(現任)	
		2020年6月	株式会社マーベラス 社外取締役 就任(現任)	
		2021年11月	Wake Up Interactive Limited 社外取締役 就任(現任)	
<p>【社外取締役候補者とした理由および期待される役割】 アジアにおけるゲーム業界の豊富な経験をもとに、当社の目指すアジア展開の基盤を強化するため、また当社と同氏の所属するTencent社との事業提携の効果的な推進を期待し、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断し選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外取締役候補者が社外取締役に就任してからの年数】 当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって6年となります。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 武市智行およびシン・ジュノの両氏は社外取締役候補者であります。
3. 当社は、武市智行氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定です。同氏は、マーベラス社の前身であるAQインタラクティブ社の代表取締役社長に就任しておりましたが、当社設立前であり、現在は同社を退任し、当該取引先および当社に対して影響を受ける恐れはありません。このことから東京証券取引所のガイドラインが定める「一般株主と利益相反が生じるおそれのない」社外役員たる独立役員として適任であると判断したものであります。
4. 武市智行氏は、株式会社GameWithの社外取締役を兼任しており、当社と同社の間には業務委託契約等の取引があります。
5. シン・ジュノ氏は、ブラチナゲームズ株式会社の社外取締役を兼任しており、当社と同社の間には業務委託契約等の取引があります。また、株式会社マーベラスの社外取締役を兼任しており、同社と当社との間には取引関係があるとともに、スマートフォン向けオンラインゲーム事業において協業関係にあります。
6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年5月に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 椎葉忠志氏の所有株式数には、みずほ信託銀行株式会社有価証券管理信託口における所有株式数も含めた実質所有株式数を記載しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
1	いしざき ひでき 石崎 秀樹 (1953年9月28日生)	1977年4月	出光興産株式会社 入社	—
		1998年7月	アポリソナーシス 取締役営業部長 就任 (豪州法人)	
		2001年4月	出光LPG USA 副社長 就任(米国法人)	
		2003年11月	天津出光潤滑油有限公司 社長 就任(中国 法人)	
		2009年6月	出光興産株式会社 新規事業推進室 室長 就任	
		2011年4月	出光タンカー株式会社 監査役 就任	
		2014年3月	当社 社外監査役 就任	
		2015年5月	当社 社外常勤監査役 就任(現任)	
<p>【社外監査役候補者とした理由ならびに社外監査役としての適格性】 海外事業における豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただけるものと判断し選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数】 当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。</p>				

2	うえすぎ まさたか 上杉 昌隆 (1965年7月31日生)	1995年4月 弁護士登録(東京弁護士会) 江守・川森法律事務所 入所 1999年4月 上杉法律事務所開設 2003年6月 アムレック法律会計事務所(現 霞が関法律 会計事務所) 共同経営者 2004年6月 デジタルアーツ株式会社 監査役 就任 2013年6月 株式会社コマースOneホールディングス 監査役 就任(現任) 2013年12月 株式会社セレス 監査役 就任 2014年11月 当社 社外監査役 就任(現任) 2015年3月 桜田通り総合法律事務所 共同経営者(現 任) 2016年3月 株式会社フルキャストホールディングス 取締役(監査等委員) 就任(現任) 2016年6月 デジタルアーツ株式会社 取締役(監査等委 員) 就任(現任) 2021年3月 株式会社セレス 取締役(監査等委員) 就任 (現任)	—
<p>【社外監査役候補者とした理由ならびに社外監査役としての適格性】 長年にわたる弁護士としての豊富な経験と専門的見地を当社の監査に反映していただけるものと判断し選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数】 当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって7年4ヶ月となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況		所有する 当社の 株式の数
3	すえひろ たかし 末廣 貴司 (1974年 6月12日生)	2007年 1月	有限責任監査法人トーマツ 入所	—
		2010年 7月	公認会計士登録	
		2011年10月	GMOインターネット株式会社 入社	
		2014年 6月	Sansan株式会社 社外監査役 就任	
		2015年 8月	株式会社ネオマーケティング 社外取締役 (監査等委員) 就任	
		2017年 6月	株式会社新日本コンサルタント 社外監査 役 就任	
		2020年 9月	生活協同組合パルシステム東京 有識理事 就任(現任)	
		2020年 9月	税理士登録	
		2020年 9月	グリーンモンスター株式会社 監査役 就任 (現任)	
		2021年 3月	当社 社外監査役 就任(現任)	
<p>【社外監査役候補者とした理由ならびに社外監査役としての適格性】 公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門的知見を、当社の監査に反映していただけるものと判断し、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>【社外監査役候補者が社外監査役に就任してからの年数】 当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって1年となります。</p>				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 石崎秀樹、上杉昌隆および末廣貴司の3氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、石崎秀樹、上杉昌隆および末廣貴司の3氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。本議案が承認された場合には、当社は引き続き3氏を独立役員とする予定です。
4. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、石崎秀樹、上杉昌隆および末廣貴司の3氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額になります。3氏の再任が承認された場合には、それぞれの候補者と当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、各候補者が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年5月に当該保険契約を更新する予定であります。

以 上

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）
- ② パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- ③ インターネットによる議決権行使は、2022年3月29日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使について

- ① パソコンによる方法
 - ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
 - ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
 - ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。
 - ② スマートフォンによる方法
 - ・ 議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。（「ログインID」および「仮パスワード」の入力は不要です。）
 - ・ セキュリティの観点からQRコードでのログインは1回のみとなります。2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
 - ・ スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2. ①パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。
- ※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ① 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ② インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金および通信料金等）は、株主様のご負担となります。

5. インターネットによる議決権行使に関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都新宿区西新宿四丁目15番3号
住友不動産西新宿ビル3号館1階
ベルサール西新宿HALL
電話 (03) 3320-2611



交通のご案内

都営大江戸線「都庁前」駅「A5出口」徒歩4分

都営大江戸線「西新宿五丁目」駅「A2出口」徒歩6分

JR線ほか「新宿」駅「西口」より徒歩15分

新宿駅西口より京王バス16・17番「十二社池の下」バス停徒歩3分

◎お願い

駐車場、駐輪場の準備はいたしていませんので、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。